

議案第62号関連資料

明石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の目的

明石市水道事業において、令和5年度中に変更を予定している「明石市水道事業変更認可申請書」の事業計画に合わせ、条例に定める給水人口及び1日最大給水量を改めようとするものです。

また、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給水人口の変更

第2条第3項

(現 行) 給水人口は300,000人とする。

(改 正) 給水人口は310,000人とする。

(2) 1日最大給水量の変更

第2条第4項

(現 行) 1日最大給水量は132,000立法メートルとする。

(改 正) 1日最大給水量は110,000立法メートルとする。

(3) 引用条文の変更

第5条

(現 行) 地方自治法第243条の2の2第8項

(改 正) 地方自治法第243条の2の8第8項

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第5条の改正は、令和6年4月1日から施行する。